



第4章 推進体制



推進体制

1 推進体制の整備

本計画で示した各施策は、市の行政分野全般に関わっており、計画の着実な推進のためには、庁内各関係部局の連携した取り組みが必要であり、各種計画の環境分野において統一的な基本理念・基本方針のもとに一体となって推進することが重要です。

このため、「地球にやさしいまちづくり協議会*」において、市が策定・実施する各種施策の調整などを図り、良好な環境の保全および創造を推進します。

また、地域の一体的な取り組みを推進するため、市民、市民団体、事業者、市などが情報を共有し、密接に連携・協力することができる体制の整備や協議の場を設定します。

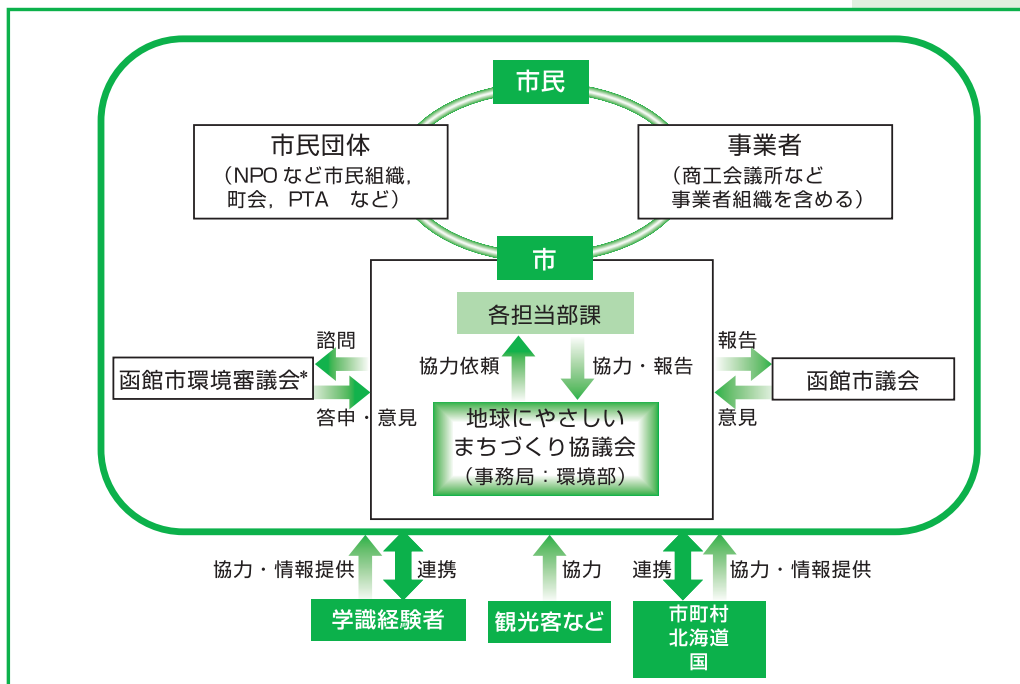
地球にやさしいまちづくり協議会

市の環境行政の諸課題について協議・検討するために設置した21部局により構成する函館市役所の内部組織です。

函館市環境審議会

函館市環境基本条例に基づき設置された市の附属機関であり、環境基本計画や環境の保全および創造に関する基本的事項について調査・審議を行います。

推進体制



2 計画の進行管理

(1) 計画の進行管理と状況の公表

計画の進ちよく状況については、函館市環境白書の中で取りまとめ公表します。

また、毎年、「地球にやさしいまちづくり協議会」や「函館市環境審議会」へ、環境白書の中でとりまとめた計画の進ちよく状況を報告し、その検討を踏まえて、的確な進行管理を図ります。

(2) 進行管理への市民参加

計画の進ちよく状況に対する市民の評価については、環境モニターに対する定期アンケート調査や環境モニターからの報告などにより把握します。

(3) 施策などの評価

計画に基づく各種施策などの取り組みによる環境の状況に対する評価については、毎年、環境モニターに対して定期アンケート調査を実施するとともに、目標年次においては、市民アンケート調査の実施により目標達成度を把握します。また、環境基準値や個別計画に掲げられた目標値の達成度を客観的に把握し、これらを総合的に踏まえ評価します。

(4) 計画の段階的見直し

本計画は、本市の環境像の実現に向け、環境に関する広範な施策を総合的・計画的に推進することを目的としており、施策の着実な進展を図るために、計画期間を平成22年度から平成31年度までの10年間とします。

また、本計画については、的確な進行管理を行うとともに、平成26年度を中間目標年次とし、計画の達成状況や社会情勢の変化などを勘案して、必要に応じて計画の見直しを行なうこととします。

なお、見直しにあたっては、函館市総合計画など関連する計画との調整や、函館市環境審議会などの意見を踏まえて、新たな目標値や取り組みを設定します。

コラム

みんなで学ぼう！環境のこと

エコライフのすすめ

エコライフとは、日常生活のさまざまな場面で、環境に配慮した取り組みや工夫を行い、地球環境や自然環境などにやさしい暮らしを心がけるライフスタイルのことです。

具体的には、水や電気を節約すること、生ごみや食用油を流さないこと、商品の購入にあたってリサイクル可能なものなど環境への負荷の少ないものを優先購入すること、自動車の利用を控えること、バスや電車などの公共交通機関を利用すること、廃棄物の発生を抑制することなどがあげられます。

環境にやさしい行動は、地球温暖化の原因といわれている二酸化炭素の排出を削減するほか、家計にもやさしいというメリットもあります。

本市では、家庭向けの手引き書として、日常生活の中で温暖化防止につながる取り組みを掲載した「はこだてエコライフのすすめ（市民編）」、事業所向けの手引き書として、オフィスなどでの温暖化防止につながる取り組みを中心に掲載した「はこだてエコライフのすすめ（事業者編）」を発行しています。

みなさんも、日常生活におけるひと工夫で、環境にやさしく、家計にもやさしいエコライフを実践してみませんか。



出典：はこだてエコライフのすすめ —e c o 3 6 5—